

児童育成クラブ利用料について

1 利用料について（お茶代含む）

○基本料金

通年利用（毎月利用される方）：7,650 円/月（8月は10,150 円/月）

長期学校休業期間（4月春休み、夏休み、冬休み、3月春休み）のみ利用：

4月春休み（4月1日～入学式）	1,570 円
4月1カ月（新1年生のみ）	7,650 円
夏休み（7月終業式～8月31日）	12,300 円
冬休み（12月終業式～1月6日）	2,650 円
3月春休み（修了式～3月31日）	1,580 円

○早朝料金

4月春休み・3月春休み 1,250 円

夏休み・冬休み 2,500 円

○延長料金

通年：2,500 円/月

長期：2,500 円/夏休み・冬休み、1,250 円/4月春休み・3月春休み

※入会申込の時点で早朝・延長の利用を希望した方は、利用の有無にかかわらず料金の引き落としがされます。変更がある場合、前月の25日（市役所閉庁日の場合は前日）までに変更届を提出して下さい。

2 減免制度について

利用料の減免制度があります。下記の①②③に該当すると思われる方は、『児童育成クラブ利用料減額申請書』を提出してください（申請書は市役所又は、各児童育成クラブにてお渡ししています。）。書類を提出された次の月からの適用となります。なお、減免は審査のうえ決定しますのでご了承ください。（該当世帯でも申請書を提出しなければ減免されません。申請書の提出は毎年必要です。）。

① 生活保護法による保護を受けている世帯

② 母子・父子家庭世帯

③ 令和6年度（令和5年分所得）の市民税非課税世帯

（ただし、4～6月分については、令和5年度の市民税を適用）

3 納入方法：口座振替

新規入会の方は『口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書』を必ず金融機関に提出してください。

振替日 毎月月末 月末が土・日曜日の場合はその前日 ※3月のみ中旬ごろ
（長期のみ利用の方の引き落としは、4月、8月、1月、3月です。）

4 その他

① 何らかの事情で1カ月休む場合（全休）は、変更届を前月の25日（市役所閉庁日の場合は前日）までに提出して下さい。また、全休が続く（原則、2カ月）場合は退会となるため、退会手続きをしていただきます。

② 変更届、退会届の提出がない場合、利用の有無にかかわらず利用料は口座から引き落としされます。

③ 早朝、延長利用の場合は、基本料金とは別に早朝延長利用料が必要です。利用希望や変更の場合は前月の25日（市役所閉庁日の場合は前日）までに各児童育成クラブ又は市役所に変更届を提出して下さい。

※通年の延長利用料は毎月の引き落としです。

長期の早朝及び延長利用料は4月、8月、1月、3月に引き落とします。